

14、一切の内鮮人差別待遇を撤廃すること
附帯條件

- 1、此の争議による犠牲者を出さざること
- 2、争議費用及争議中の日給金額を支給すること

一、経 過

○争議開側

六月十一日罷業決行以來十四日迄前後四回に亘り會社側を訪問し現場監督の解雇を要求したるも拒絶せられたる爲飯場頭にて小倉市議の柳慶淳外一名に解決斡旋を依頼したのであるが、結局之等の斡旋も繼る所なく遂に争議開は團員中遑ねて連絡ありし日本西部産業労働組合に懇援を依頼したので十五日十六日兩日に亘り組合書記長徳永卯作外争議團代表が會社を訪問して前記要求書を提示し回答を求めた

るも會社側は飯場頭を通じて折衝すべしとて意見一致せず。かくて争議開側は直接交渉を固持すると共に解決の容易ならざる事を見越し争議團の部署を決定して益々結束を固め各種ビラを撒布して宣傳に努める一方争議資金の調達に奔走し漸く小倉運送労働組合より白米十袋の融通を受け氣勢を剛ふる所あつた。

○會社側

採石人夫百名十三名内七十三名の罷業により作業半減するに至つたが相當のストックありて差當り繰業には支障なき爲強硬なる態度を持し人專問題には絶對譲歩せず、且つ労働組合の介在を厭い専ら飯場頭をして解決せしめんとしたのであるが状況左の通り

- 一、十六日午前十時飯場頭柳慶淳外一名を招致し争議團の